

## よくある質問に関する回答 (企業におけるがん検診受診促進事業)

問1 企業で従業員のがん検診費用を助成している場合も補助されるのか。

従業員・企業のいずれかにおいて、がん検診費を負担している場合は自己負担とみなし補助対象となります。また、他の制度による助成等を利用し受診している場合も、一部自己負担が生じている場合は、自己負担金額のみ補助対象となります。

問2 被扶養者とは具体的にどの範囲のものを指しているのか。

健康保険での被扶養者となります。

問3 パートやアルバイト等は従業員に含まれるのか

雇用保険に加入している場合は、雇用形態に関わらず補助対象となります。

問4 がん検診単価が分からない場合はどうすればよいか。

がん検診単価が明確にできない場合は助成不可となります。事前に検診機関へご確認ください。ただし、全国健康保険協会（協会けんぽ）が実施する一般健診については、以下の補助額を上限とします。

・胃がん 2,000円    ・肺がん 744円    ・大腸がん 536円

問5 一人が複数のがん検診を受けた場合はそれぞれ補助ができるのか

受診したがん検診ごとに上限2,000円を補助します。（ただし、胃がん・乳がん・子宮頸がんは昨年補助を受けた方は今年度補助対象になりません。）

問6 県外の事業所に勤める従業員は対象となるのか。

県外の事業所に勤める従業員は、居住地に関わらず補助対象外です。

問7 子宮頸がん検診の補助を受けた場合、次に子宮頸がん検診の補助を申請できるのはいつか。

(HPV 検査の補助を受けた場合)

HPV 検査の補助は5年に1回としており、以後4年間は HPV 検査、細胞診のいずれも補助対象外となります。

(例) R6 年度に HPV 検査を受けた場合、細胞診、HPV 検査のいずれも R10 年度まで補助対象外

(細胞診の補助を受けた場合)

細胞診の補助は2年に1回としており、翌年度は細胞診、HPV 検査のいずれも補助対象外となります。